

中東知的財産ニュースレター Vol.42

サウジアラビア — 申立はお近くの裁判所まで：サウジアラビアにおける知財紛争の解決

サウジアラビア知的財産総局（SAIP: Saudi Authority for Intellectual Property）の設立により、サウジアラビアは知財関連のすべての部署をひとつの機関に統合することとなった。この国内機関の目的は、知的財産の振興に向けた国家戦略を主導することであり、諸規則の改正や発効、適時かつ上質なサービスの提供、知財意識の向上、すべての関係者に対して、教育やトレーニングの提供を行うとともに、知的財産の執行活動に関して他の官公庁との調整役を務めることである。

2019年12月、SAIPは「著作物の任意登録に関する施行規則」を発行し、SAIPのオンラインプラットフォームを通じた建築デザインやコンピュータのソフトウェア/アプリケーションの任意登録を認めた。サウジアラビアは「文学的及び美術的著作物の保護のためのベルヌ条約」に加入しているが、上述の任意登録について特筆に値するのは、登録対象の著作物がサウジアラビア国内に存在するという事実や、当該著作物が創作された日付、その著作者/所有者に関して、それらの登録が一応の証拠を提供するという点である。そのような機能ゆえに、著作権の証明や権利行使を行う上で任意登録の有用性が今後明らかになるかもしれない。

SAIPは知財関連のすべての事項に対する監督権を主張しているが、紛争解決や権利行使に関係する問題は他の政府機関に委託されている。

著作権および特許に関する紛争

2020年1月、サウジアラビア最高司法評議会（Supreme Judicial Council）は、著作権及び特許に関係する紛争はすべて商事裁判所及び一般裁判所の商事部門によって処理されるという今後の方針を発表した。

この方針転換を受けた司法省は、著作権制度や特許紛争の処理方法に関する研修を裁判官たちに提供するという形で最高司法評議会の決定を実行に移している。司法省が報道機関に提供した声明書には、「当省としては、最良の司法原理を提供するとともに調査と研究に基づいた知的財産制度教育を実施したいと考えている」という言明があった。この声明書によれば、「管轄権の移行に備えて、当省は現在、著作権と特許に関する紛争をこれまで担当していた各種委員会が行った事例を集めているところだ」としている。

商事裁判所の法廷は3人の判事から構成される予定で、今後は同裁判所が侵害や無効の事案を審理することになる。今回の法体系再編により、訴訟当事者にサウジアラビア国民が含まれている場合、それらの訴訟をサウジアラビアの裁判所に提起することが可能

になる。この変更は、訴訟提起の際の申立プロセスが分散化されることを示唆している。これまで、特許事案はキング・アブドゥルアズィーズ科学技術都市に設置された委員会(SAIP 設立後には、SAIP に設置された特許審査や発明に関する訴訟委員会に移管。)が担当していた。つまり、特許関連の訴訟の審理や処理がすべて1か所で集中的に行われていたのである。

著作権や特許紛争解決において、裁判官が権限を持つことで、行政的な委員会が有していた管轄権は、2020年2月から商事裁判所に移管されている。特許審査や発明に関する訴訟委員会及び著作権保護委員会に申し立てられた継続中の案件については、この2つの委員会において解決が図られる。さらに言えば、継続中の案件が解決されると、SAIP のこれらの委員会は解散することになる。

商標紛争

サウジアラビアにおいては、商標侵害に対する刑事告発は検察官の専権事項である。ブランドの所有者や権利者が刑事訴訟を提起したり、訴訟手続を進めたりすることはできない。権利者にできることは、侵害者を相手取った民事訴訟を管轄の商事裁判所に提起して損害賠償を請求するだけである。

以上のような事情の下でブランドの所有者が侵害者に対して商標権を行使しようとする場合、商業投資省商業詐欺対策部(ACFD:Anti-Commercial Fraud Department)又は商事裁判所に訴訟を提起することができる。ACFD に行政訴訟を提起する場合、提訴は書面によって行うことを要し、その書面には、商標の侵害と当該商標に対する登録上の権利を示す全ての証拠が記載されていなければならない。より合理的かつ一元的なサービスを提供するため、SAIP が近い将来に ACFD の監督責任を総局に吸収することを計画しているということは指摘に値する。司法ルートを採用する場合には、請求の原因を示した申立書を商事裁判所に提出しなければならない。サウジアラビアには公判前の事前審理手続は存在しない。

理論的には、湾岸協力会議の商標法の下では、商標侵害者を相手取った民事訴訟の提起に関する制限や前提条件は存在しないはずである。しかし、最近の裁判所の実務慣行が示唆するところでは、自らが被告を相手取った訴状を過去に ACFD に提出しており、所定の行政的手段がすでに尽くされているという事実を原告側が立証しない限り、民事訴訟は認められないようである。

税関登録を通じた予防的措置

古くからの格言にもあるとおり、攻撃は最大の防御である。知的財産の分野における税関登録の効用を考えると、この言葉はまさに至言と言えるかもしれない。商標権者は、模倣品や侵害行為に対抗して自らの権利を保護するよう、サウジアラビア関税局(SCA: Saudi Custom Authority)に対し正式に要請することができる。保護を求める申請書を提出する前提として、保護対象の商標が事前に税関に登録されていることが要求される。申請書には、商標登録証のコピーと認証済みの委任状が添えられていなければならない。この申請は、SCA との間で覚書を取り交わしている現地の代理人を通じて行われる

ことを要する。申請を受けた SCA は登録済み通知を発行することになる。この通知の有効期間は 1 年であるが、さらに 1 年ずつの更新が認められる。

登録に基づき、SCA は模倣品の疑いのある荷物のサウジアラビア入国を一時差し止め、登録簿に記載された弁護士宛てに通知を発行する。模倣が疑われる製品が真正品か否かを弁護士が確認できるようにするためである。模倣品であることが確認された製品は SCA によって没収され、破棄されることになる。

両方の長所を取り入れる

SAIP ひいてはサウジアラビアが実施した上述の手續変更が、より幅広い国際的なトレンド、すなわち裁判所が専門化に向かう流れに従っているという点は指摘に値する。つまり、過去の判例を考慮に入れつつ適時的に一貫した態度で知財関連の紛争解決にあたる熟練した裁判官を育て、国内的・地域的・国際的に知的財産や技術の分野で展開しつつある事態に関して、サウジアラビアの経験と知識を高めようとしているのである。こうした流れがある以上、知財紛争に対するサウジアラビアの裁判所の対処能力や解決応力は、時間の経過とともにますます向上していくのではないかと思われる。

他方、税関登録制度には基本的な利点がある。登録によって、SCA 職員が職権による出入国管理を実施することが可能になるのだ。つまり、SCA が先を見越して迅速な措置を講じることができれば、訴訟につきものの遅延を避けることができる。それにより、税関登録制度は、権利行使のために裁判外で展開される「攻撃的防御戦略」という構想を支えるものとなっている。

サウジアラビア国内においてイノベーターの知的財産権を保護し、革新的な製品や方法の開発に向けた新たな投資を奨励することを可能にするため、現行の法律および規則はあらゆる権利をイノベーターに提供している。このような開発にとっては権利保護と権利行使をめぐる適正な環境の醸成が極めて重要である。また、十分に確立された知財保護戦略を実現するためには、権利者の側にも、法と規則の両方のアプローチを盛り込んだモデルを導入する覚悟と意欲がなければならない。

エジプト — 訴訟に見られる長足の進歩

訴訟手続きの遅れを処理するための進行中の努力として、エジプトが新たな法律を公布し、長く待たれた法改正がなされた。この記事は、2008 年法律第 120 号に関する規定を改正する 2019 年法律第 146 号の概要を説明するためのものである。

2008 年 10 月以降、エジプト全域に 8 か所の経済裁判所を設置することを定めた 2008 年経済裁判所法は、今回の新法によって改正された。経済裁判所は、投資運用、消費者保護、商取引および金融取引に由来する刑事および民事の訴訟に対して管轄権を持っている。新法は、他の様々な改正とともに訴訟提起のための電子的プラットフォームの確立を規定しているが、これは非常に歓迎すべきことである。

エジプト法制度において、訴訟手続きの大きな遅れは不名誉なことであり、しばしば裁判結審までに何年も要していた。そのため、エジプトでは、2008年10月に、経済裁判所が設立することで、この問題を克服することを目指していた。そして、十数年以上もの間にわたって、経済裁判所は、滞貨が溜まった民事・商事裁判所と比較して、紛争解決における効率的かつ不可欠なパートナーとなっている。さらに、今般の新法は、裁判を提起する電子プラットフォームの開始のための近代化された実務のための新たなステップであると思われ、このアップデートにより、エジプトは、時期にかなった紛争解決の結果が予測される電子訴訟システムを採用し、地域に新しい流行をもたらす国となるであろう。

新法は、紛争の和解による解決を模索する余地を訴訟当事者に与えるという当局の意向が強調されている。この点に関連して、新法は当事者間の仲裁役として働く新たな専門委員会の発足を定めている。経済裁判所に提起される訴訟を専門委員会が調査し、証拠や文書をチェックし、複数回にわたる口頭審問を指示するのである。また、新法では、事件が裁判官に付託される前の調停・和解手続を促しているため、当事者が、新たに設置された準備・調停部門の裁判官に、事件を付託する選択肢を与える。当事者間で合意に至るべきであるならば、上述した部門の裁判官が、執行令状とみなされる和解契約を決断するように支援するであろう。

アラブ首長国連邦 — 公定料金の大幅引下げ

2020年閣議決定第20号に従い、アラブ首長国連邦経済省は、知的財産事案に関係するいくつかのサービスに関して公定料金の改定を発表した。

今回の値下げは大幅なもので、商標出願、登録、異議申立、譲渡登録、調査料など広範囲のサービスにわたっている。新料金の適用は2020年4月5日から開始されている。

アラブ首長国連邦において知的財産関連サービスの料金引下げは、2019年7月にも実施されている。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 42

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。